
種別 : 個人
役職 : 公認会計士
氏名 : 野中多聞

< 意見 >

質問 1～2 に対して、同意しません。

< 理由 >

非上場会社の有償新株予約権は、被付与者が、当該会社の資本政策(株式上場、株主異動)が実現した際に経済的利益を獲得する、いわば中長期的な投資制度として検討することが通例です。また、信頼のおける第三者評価機関を選定し、評価機関により算出された評価結果をもって導入しており、被付与者から公正価値相当額の金銭の払込も受けて発行しております。そのため、報酬性はないものと考えられます。

なお、勤務条件の取扱について、本公開草案では、勤務条件の有無に関わらず、報酬として認識する内容となっていますが、これは IFRS との基準差を拡大することになるものと思われます。我が国の会計基準と IFRS を整合させる流れにある中、あえて、IFRS と異なる日本独自のルールを採用する理由も見当たらないと考えます。

2017 年 7 月 10 日

公認会計士 野中 多聞